

平成26年（行ウ）第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函館市

被告 国ほか1名

## 準備書面（39）

2020年8月6日

東京地方裁判所民事第2部合B係御中

原告訴訟代理人

弁護士 河 合 弘 之

ほか

### 【目次】

第1 原告の主張.....	2
1 新規制基準が違法であること.....	2
2 大間原発が新規制基準に適合しているとの判断が違法であること.....	5
第2 被告国の反論と原告の再反論.....	5
1 被告国の反論の概要.....	5
2 被告国の反論の内容と原告の再反論.....	6
第3 結語.....	9

### 【本文】

原告が、訴状の第8章（119～121頁）、準備書面(20)、同(35)において、

大間原発に対するテロリズム及び他国からの武力攻撃（以下「テロリズム等」という。）による原子力災害の危険性を主張したのに対し、被告国は、第19準備書面でこれに対する反論をしている。そこで、原告は、本準備書面において、被告国の上記反論に対する再反論を述べる。

## 第1 原告の主張

テロリズム等に関する原告の主張は、被告電源開発に対する関係では、原告の地方自治体の存立を維持する権利（存立維持権）、所有権侵害の具体的可能性があることの一事由であるが、被告国に対する関係では、大間原発に対する設置変更許可が違法であることの一事由として位置づけられる。そして、大間原発に対する設置変更許可が違法であるということは、新規制基準が違法であること、及び大間原発が新規制基準に適合しているとの判断が違法であることを意味している。

原告の従来主張を、趣旨を敷衍して整理すると、次のとおりである。

### 1 新規制基準が違法であること

#### (1) 新規制基準が備えるべき内容（法律上の要求）

原子炉等規制法は、その第1条において、「テロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行う」ことを目的として掲げた。そして、原子力規制委員会が発電用原子炉の設置を許可する要件としては、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核原料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」が求められている【第43条の3の6、なお、設置変更許可の場合も同じ（同法第43条の3の8）】。すなわち、原子力規制委員会規則によって定められる新規制基準は、それに適合していれば、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核原料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上

支障がない発電用原子炉による災害の防止上支障がない」ものでなければならず、しかも、その「災害」には、「テロリズムその他の犯罪行為の発生による災害」を含むのである。

そして、大間原発が「テロリズム等による災害の防止上支障がない」ことは、被告国に立証責任がある（平成4年伊方原発最高裁判決参照）。

## (2) 「災害の防止上支障がない」の解釈

「テロリズム等による災害の防止上支障がない」とは、どのように解釈すべきだろうか。論理則上、当該原発が新規制基準を充足した場合に、原子力災害が起こらないと判断できることが必要であるが、更に、次の2要件を満たす必要があると解せられる。

### ア 「確立された国際的な基準」を踏まえていること

原子力基本法第2条第2項は、安全確保は「確立された国際的な基準」を踏まえるべきことを求めているから、新規制基準は、「確立された国際的な基準」を踏まえていなければならない。

### イ 世界で最も厳しい水準であること

安倍首相は、「原子力規制委員会が定めた世界で最も厳しい水準の安全規制を満たさない限り、原発の再稼働はありません。」と言明し、閣議決定されたエネルギー基本計画にも、「世界で最も厳しい水準の規制基準」と明記された（原告準備書面(20)3頁）。このことに端的に現れているように、福島原発事故の惨禍を経た日本において原発の稼働を容認するためには、原子力規制委員会が定めた新規制基準が世界で最も厳しい水準の規制基準であることを求めるのが社会通念であり、そのことは、「災害の防止上支障がない」という文言の解釈に取り入れられるべきである。

## (3) 原告が、新規制基準が、「テロリズム等による災害の防止上支障がない」との要求を満たしておらず、違法であると主張しているのは、次の諸点である。

ア 米国NRCが策定したテロ対策である「B.5.b」と比較しても、新規制基準が定めるテロ対策は、はるかに貧弱であって、上記(2)イの観点に照らし、「災害の防止上支障がない」とは言えない。【訴状第8章第2の1(117～118頁)】

イ 米国、フランス、ドイツ等は、故意による航空機テロを想定し、原子炉を守るために、設計段階で強度のある遮蔽建屋や二重の格納容器等を求めている。これに対し、日本の新規制基準における故意の航空機テロに対する対策は、特定重大事故等対処施設の設置であるが、これは、シビアアクシデント対策、すなわちシビアアクシデントが発生した場合に多量の放射性物質の放出を抑制するための対策に過ぎない。すなわち、原子炉建屋や格納容器に、故意による航空機落下に耐えられる強度は要求されていないのである。このように、新規制基準における故意による航空機テロに対する対策は、諸外国における対策よりもはるかに貧弱であって、上記(2)イの観点に照らし、「災害の防止上支障がない」とは言えない。【訴状第8章第2の2、3(119～121頁)、準備書面(20)第3(10～13頁)】

ウ 原発は、テロに対する有効な防護策が建てられない場所には建設されるべきではない。例えば、海岸線は、海から侵入しようとするテロリストに対する防護が難しいし、特に大間原発のように公海までわずか8～9kmしか離れていない敷地は、テロに対して極めて脆弱である。よって、テロ等に対する脆弱性を原発の立地審査の対象とするべきであるし、そのことは、IAEA 安全基準 No.NS-R-3 (Rev.1) にも規定されているところである。よって、新規制基準は、上記(2)アの観点に照らし、また論理則上も、「災害の防止上支障がない」とは言えない。【準備書面(20)第2(7～10頁)】

エ 新規制基準には、使用済み核燃料プールを故意による航空機テロから防護する対策が存在しない。これでは、新規制基準は、論理則上、「災害の防

止上支障がない」とは言えない。【準備書面(20)第3の5、6（11～12頁）】

オ 新規制基準では、特定重大事故等対処施設は、原子炉建屋から離隔距離（例えば100m以上）を確保することが求められているが、これでは、複数の航空機テロには対応できない。したがって、この点からも、新規制基準は、論理則上、「災害の防止上支障がない」とは言えない。【準備書面(20)第3の7（12頁）】

カ 新規制基準では、「信頼性確認制度」が設けられていない。米国では、これが設けられているし、IAEA勧告Rev. 4でも実施が勧告されている。したがって、「信頼性確認制度」が設けられていない新規制基準は、上記(2)ア、イの観点に照らし、「災害の防止上支障がない」とは言えない。【準備書面(20)第4（13～14頁）】

キ 新規制基準では、侵入者対策について何らの規制がない。これでは、論理則上、「災害の防止上支障がない」とは言えない。【準備書面(20)第5（14～16頁）】

ク 新規制基準では、他国からの武力攻撃対策について何らの規制がない。これでは、論理則上、「災害の防止上支障がない」とは言えない。【準備書面(20)第6（16～17頁）】

## 2 大間原発が新規制基準に適合しているとの判断が違法であること

この違法事由については、現段階では原告の主張はない。新規制基準によるテロ等対策についての規制内容が余りに貧弱なので、現段階における原告の主張のすべては、新規制基準自体が違法であるという内容に帰着する。

## 第2 被告国の反論と原告の再反論

### 1 被告国の反論の概要

被告国の第19準備書面における反論は、原告の主張に対する一部の反論に止まっている。具体的には次のとおりである。

- (1) 被告国の上記準備書面の第1は、「はじめに」と題する前書きであり、第2は、新規制基準において要求しているテロ等の対策の内容を説明したものであり、第3は、IAEAの基準を説明したものであり、原告の主張に対する反論は、第4のみである。
- (2) 「第4」で被告国が反論しているのは、「1」が原告の上記第1の(3)ウに対する反論、「2」のア、イが原告の上記第1の(3)イに対する反論、「2」のウが、上記第1の(3)オについての反論である。原告の上記第1の(3)のア～クの主張の大部分については、反論がなく、無視を決め込んでいる。被告国は、原告のすべての主張に対して反論するべきである。

## 2 被告国の反論の内容と原告の再反論

以下、被告国の上記反論に対し、原告の再反論をする。

### (1) 被告国の準備書面(19)第4の1について

#### ア 被告国の反論

被告国の反論は、IAEA 安全基準 No.NS-R-3 (Rev.1) は、第三者による意図的な行為であるテロリズム等の人為事象は、同文書の適用対象外であるというに尽きる。

#### イ 原告の再反論

仮に、被告国の上記主張が正しいとすれば、新規制基準がテロ等に対する立地の脆弱性を立地審査の対象としなかったことについて、「確立された国際的な基準を踏まえているとは言えない」との原告の主張は理由がないことになる。しかし、原告は、この点についての違法性を「論理則」も理由としている。すなわち、原発の立地場所が、テロ等に対して極めて脆弱な場所でないか否かを立地審査の対象にするのでなければ、新規制基準は、

原子炉等規制法が求める「災害の防止上支障がない」基準足り得ないとい  
うのが原告の主張である。被告は、この主張に対して反論するべきである。

(2) 被告国の準備書面(19)第4の2のア、イについて

ア 被告国の反論

被告国の反論の要旨は、次のとおりである。。

(ア) 米国やヨーロッパで、遮蔽建屋や二重の格納容器は、規制基準として  
求められているのではない、すなわち、遮蔽建屋は、「AP1000」と  
いう形式の加圧水型原子炉で採用されたものであり、二重の格納容器は、  
「EPR（欧州加圧水型炉）」と呼ばれる加圧水型原子炉において採用さ  
れたというに過ぎない。

(イ) 日本の規制体系は、地震や津波のリスクが高い等の日本特有の状況を  
踏まえて策定されたものであって、合理性を有する。

イ 原告の再反論

(ア) 世界的には、現在新設されている原子炉は、「第3世代」から「第3  
世代+」と呼ばれている。「AP1000」はウェスティングハウス社が  
開発した「第3世代+」の加圧式原子炉であり、原子炉建屋は遮蔽建屋  
が採用されている。「EPR」（欧州加圧水型炉）は、シーメンス社、フ  
ランス電力等が開発した「第3世代+」の加圧式原子炉であり、二重の  
格納容器が採用されている。9.11のいわゆる「同時多発テロ」を経  
験して、原発への航空機の落下に備えなければいけないという認識が拡  
がり、現在、新たに新設される原子炉には、遮蔽建屋や二重の格納容器  
等によって強度を高め、原子炉建屋に航空機が落下しても耐えられる設  
計となっている。

(イ) 原告が、航空機テロに対する対策として、原子炉建屋や格納容器の強  
度を高めるのではなく、特定重大事故等対処施設の設置で済ませようと  
している新規制基準が違法であると主張している根拠は、それが、「確立

された国際的な基準」であると主張しているのではなく、新規制基準が、世界で最も厳しい水準どころか、世界の平均的な基準よりもはるかに劣っていることを理由としている。被告の上記反論は、原告の主張に対する反論になっていない。

(ウ) 被告は、「日本の規制体系は、地震や津波のリスクが高い等の日本特有の状況を踏まえて策定された」と主張するが、地震や津波のリスクが高いことと、航空機テロに対する対策がどのような関係に立つのか、理解不能である。もし、地震や津波対策に費用がかかるから、航空機テロ対策には費用がかけることができないという趣旨であれば、そのような対応が許されるものではない。

(3) 被告国の準備書面(19)第4の2のウについて

ア 被告国の反論

被告国の反論は、特定重大事故等対処施設は、設置場所が非公開とされているから、テロの主体が特定重大事故等対処施設に狙いを定めることは出来ないし、大型航空機複数の衝突を想定すべきとする具体的根拠はない、というものである。

イ 原告の再反論

複数の航空機の衝突を想定しない被告国の考え方は理解できず、これこそが「安全神話」というべきである。9.11のいわゆる「同時多発テロ」では、航空機4機が同時にハイジャックされたのである。

また、仮に1機であっても、原子炉と特定重大事故等対処施設が100メートル離隔していれば安心できるとする根拠はない。大型航空機は、全長も両翼も70メートル程度ある。航空機が上空から垂直に落ちてくるのであればともかく、斜め方向から突っ込んできた場合、100メートルの範囲を超えて被害が生じる可能性は大きい。

また、テロリストが、特定重大事故等対処施設の場所を把握できないと



いう想定も楽観的に過ぎるし、仮に把握できなかったとしても、航空機の落下によって広範囲に被害が生じた場合、原子炉と特定重大事故等対処施設の双方が損傷することは十分あり得るといふべきである。

### 第3 結語

被告国は、もう一度、テロ問題についての原告の主張に反論すべきである。なお、原告は、新規制基準自体の違法性を主張しているから、この点については、原子力規制委員会の審査状況を踏まえなくても、主張、立証を尽くすことができる。

以上